

看護師を目指して頑張るあなたを応援宣言！

修学資金制度が スタートします！

平成30年6月1日

募集開始！！

最上8市町村出身者の方のみ対象となります。

月額5万円（卒業までの最短年数が上限）

一定の条件で返還全額免除

【条件】看護師資格取得後10年以内に5年間以上、
最上地域の医療機関等（県立病院や県の施設を除く）
に看護師として勤務すること。

お申し込みは6月30日まで！
詳しくは裏面をご覧ください。

これから進学を考えている方、既に看護学校に通っている方も是非ご検討下さい。



＜制度の概要＞

名 称	看護師育成最上地域修学資金制度
貸与対象者	最上地域出身者で、看護師を養成する大学・学校・養成所を卒業し、看護師・准看護師の資格を取得後最上地域に居住し、最上地域の医療機関や介護・福祉施設等で看護師・准看護師として就業する意思のある方。 ※山形県看護職員修学資金貸与事業の貸与を受ける方は対象となりません。
貸 与 額	月額5万円（年額60万円）
貸 与 期 間	在学する大学・学校・養成所の正規の最短修業年限の終期まで。 ※高校と専攻科の5年一貫教育校の場合は、専攻科のみの期間となります。
利 子	無利子 ※返還が遅れた場合などは延滞利子が発生する場合があります。
返還の免除	卒業後10年間のうちに5年間、最上地域に居住し、最上地域の医療機関や介護・福祉施設等で看護師・准看護師として従事した場合は、修学資金の返還を全額免除。 ※山形県職員に採用の場合は返還免除の対象となりません。
申し込み	各市町村の担当課へ申し込み。（6月1日（金）～6月30日（土））
貸与決定と初回貸与	山形県看護職員修学資金貸与事業の貸与者決定後に貸与者を決定（8月予定）し、初回貸与時には4月分まで遡った額を一括して貸与します。
問い合わせ	制度の詳細は、各市町村の担当課へお問い合わせください。 新庄市教育委員会教育総務課 ☎233-22-2111（内線449） 金山町教育委員会教学課 ☎233-52-2902 最上町健康福祉課 ☎233-43-3117（内線606） 舟形町教育委員会事務局 ☎233-32-2379 真室川町教育委員会教育課 ☎233-62-2337（内線41） 大蔵村教育委員会 ☎233-75-2323 鮭川村教育委員会教育課 ☎233-55-3051 戸沢村教育委員会共育課 ☎233-72-3242